

オープンカウンター実施要領

(平成15年4月2日制定)

(平成19年4月25日改正)

(平成21年5月8日改正)

(平成27年3月12日改正)

(平成30年4月2日改正)

(平成31年4月1日改正)

(令和2年1月10日改正)

(令和2年10月7日改正)

(令和2年11月7日改正)

(趣旨)

第1条 この要領は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号。以下「財務規則」という。）第164条第2項及び第3項の規定に基づき行う物品の購入又は印刷物の請負に係る随意契約の手續において、オープンカウンター方式（物品購入に当たり、一定の要件を付して見積参加者を募り、契約者を決定する方式をいう。）を実施するため必要な事項を定める。

(事務の執行者)

第2条 オープンカウンター方式に係る事務は、出納事務局物品管理課長（以下「物品管理課長」という。）が行う。

(対象物品)

第3条 オープンカウンター方式による見積合わせの対象物品（以下「対象物品」という。）は、1件の予定価格が3万円以上160万円以下の物品又は1件の予定価格が10万円以上250万円以下の印刷物とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、対象物品としないことができる。

- (1) 緊急を要するとき
- (2) 競争に加わるべき者の数が、オープンカウンター方式による見積合わせに付する必要がないと認められる程度に少数であるとき
- (3) 調達する物品が、備品区分中大分類01車両・船舶類であるとき

(参加者の資格と参加条件)

第4条 オープンカウンター方式による見積合わせの参加資格は、県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年告示第69号）第4条第1項の規定により、競争入札参加資格者名簿において対象物品の取扱いができる営業種目（兼業種目を含む）で登録された者のうち、沖縄県物品電子調達運用基準（以下「電子調達基準」という。）6-2に定める電子調達参加者の利用者登録を行っている者とする。ただし、やむを得ない事情により電子調達の実施が困難な場合は、競争入札参加資格者名簿に登録された者については利用者登録の無い者であってもオープンカウンター方式

による見積合わせに参加できるものとする。

- 2 オープンカウンター方式による見積合わせの参加条件は、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針に基づき、県内企業への優先発注に努めるものとする。具体的な入札等参加条件は、個別案件ごとに入札等の仕様書等において記載することとする。

(対象物品の公表)

第5条 対象物品は、「オープンカウンター見積仕様書」(様式1)により、沖縄県入札情報システム(以下「入札情報システム」という。)及び物品管理課ホームページに提示する。

- 2 前項の提示期間は、原則として毎週火曜日の午前10時から木曜日の午前10時まで、対象物品の見本提示期間は、原則として毎週火曜日の午前10時から水曜日の午後5時までとする。ただし、災害その他やむを得ない場合はこの限りではない。

(見積書の提出)

第6条 オープンカウンター参加者は、沖縄県電子入札システムを用いて、物品管理課長が指定した見積書受付締切日時までに見積書を提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、物品管理課長が紙見積による参加を認める旨を明示している案件については、物品管理課内に設置された見積箱へ直接投函する。

(紙見積によるオープンカウンターへの参加方法)

第7条 紙見積でオープンカウンターへ参加しようとする者は、電子調達基準7-3の規定に基づき、紙見積方式参加届出書を見積書受付締切日時の前日午後5時までに物品管理課長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により電子調達の実施が困難な場合は、紙見積方式参加届出書の提出を省略できるものとする。

- 2 紙見積によるオープンカウンター参加者は、物品管理課長が指定した見積書受付締切日時までに、見積書を物品管理課内に設置された見積箱へ提出しなければならない。
- 3 前項に定める見積箱の設置期間は、原則として第5条第2項に規定する対象物品の提示開始日時から見積書受付締切日時までとする。ただし、受付時間は、午前9時00分から正午まで及び午後1時00分から午後5時00分までとし、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和47年5月15日条例43号)に規定する休日は除くものとする。

(見積明細書等の提出)

第8条 見積明細書等の提出を求める案件については、電子調達基準8及び11-4の規定に従い、必要書類の提出を行うものとする。なお、物品管理課長から別に指示があった場合はこれに従い、速やかに提出するものとする。

(無効な見積書)

第9条 次の各号のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- (1) 第4条に定めるオープンカウンター参加資格要件を満たさない者又は電子調達基準12-4の規定により失格となった者により提出された見積書
- (2) 同一人が同一案件について2通以上提出した見積書

- (3) 物品管理課長の承認を得ず、又は指示によらずに紙で提出された見積書
- (4) 改ざんされた事項が認められた見積書
- (5) 見積書の表記金額、氏名、印影が誤脱し、又は不明な見積書（紙見積の場合）
- (6) 見積内容（品名、規格、単位、数量）の重要な文字が誤脱し、又は不明な見積書（紙見積の場合）
- (7) オープンカウンター参加者が協定して提出した見積書
- (8) 錯誤により提出されたと認められる見積書（見積決定前に、電子オープンカウンター参加者から錯誤の申し出があった場合に限る。）
- (9) その他電子オープンカウンターの参加条件に違反して提出された見積書

（契約相手方の決定）

第10条 契約の相手方は、予定価格又は執行予定額の範囲内で最低の見積額をもって有効な見積書を提出した者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、印刷物の請負にあつては見積基準価格を設け、その事務処理にあつては沖縄県印刷物請負契約に係る最低制限価格制度事務処理要領を準用する。ただし、見積基準価格の表示にあつては見積基準価格調書（様式2）を作成するものとする。
- 3 最低見積額の見積書が複数の場合は、電子調達基準12-5の規定に基づき電子くじ又は抽選により契約の相手方を決定する。

（結果の報告及び公表）

第11条 物品管理課長は、見積結果について、契約の相手方となる者に対して個別に通知する。

- 2 見積合わせの結果は、「見積結果報告書」（様式3）により当該物品の調達を依頼した部局の課長に報告する。
- 3 見積合わせの結果は、原則として次回のオープンカウンター見積仕様書提示の際に、入札情報システムで公表するとともに、オープンカウンター結果報告書（様式4）により物品管理課ホームページで公表する。
- 4 前項の規定により公表に付する事項は、調達案件名称、契約の相手方の商号又は名称等及び決定金額とする。

（オープンカウンター参加者の心得）

第12条 オープンカウンター参加者は、この要領に定めるもののほか、財務規則の規定を遵守するものとし、仕様書等を熟覧の上、見積書を提出しなければならない。

- 2 当該仕様書等について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。ただし、見積書の提出後は仕様書等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- 3 オープンカウンターの実施にあたって疑義が生じたときは、物品管理課担当職員の指示に従うものとする。